

名 古 屋 市

危 機 管 理 計 画

令和~~6~~8年9月1日改正

名古屋市危機管理計画 目次

第1章	本計画の概要	
第1節	名古屋市危機管理計画の目的	3
第2節	本計画策定の経緯	1
第2節	本計画の見直し及び修正	
1	計画の検証	3
2	計画の修正手続	3
第3節	本計画の性格	3
第4節	危機の定義及び分類	
1	危機の定義	4
2	事象による分類	5
第2章	危機管理体制	
第1節	危機管理対策本部	7
第2節	危機管理対策本部による対応と各局室区等による対応との区分	
1	危機管理対策本部による対応	7
2	各局室区等による対応	7
第3節	危機レベル	
1	危機レベルの分類及び決定	8
2	危機レベルごとの対応	9
3	レベル1又は2の場合の例外措置	9
4	レベル3の場合の例外措置	9
第4節	危機管理対策本部会議	
1	総論	10
2	本部会議の構成	10
3	本部会議の構成（感染症事象）	10
4	本部会議の開催	11
5	災害対策幹事会	11
第5節	危機管理対策本部幹事会	
1	総論	13
2	危機管理幹事会の構成	13
3	危機管理幹事会の構成（感染症事象）	13
4	危機管理幹事会の開催	14
第6節	危機管理対策本部緊急連絡体制	16
第3章	平常時・危機発生前における危機管理	
第1節	総論	
1	平常時の危機管理対策本部の職務	17
2	平常時の各局室区の職務	17
3	本市職員の行動	17

第2節 平常時の責務	
1 予防体制の整備	17
2 マニュアルの整備 危機事象対応方針の策定及び修正	17
3 研修・訓練の実施	18
4 関係機関との協定	18
第3節 予兆への対応	
1 情報の収集	18
2 情報の分析・報告	18
第4節 対策の実施	
1 本部会議・危機管理幹事会の開催	19
2 監視・巡回の実施	19
3 体制強化	19
4 危機の回避及び被害軽減	19
5 関係機関への連絡	19
第5節 市民への広報	20
第4章 危機発生時の対応	
第1節 総論	21
第2節 情報の収集と分析等	
1 情報の収集	21
2 情報の整理	21
3 情報の分析	22
第3節 応急対策の実施	
1 対応	22
2 対応体制の強化	23
第4節 現地対策本部の設置	
1 現地対策本部の設置基準	24
2 現地対策本部の体制	24
3 現地対策本部の設置場所	24
第5節 広報・広聴	
1 市民への広報・広聴	24
2 情報提供等	25
第5章 事後対策	
第1節 復旧・回復、再発の防止	26
第2節 危機管理対策本部への事後報告等	26
第6章 雑則	23
様式1 危機事象発生報告票 危機管理情報報告書	27
様式2 職員派遣依頼書	28
別紙1 対応マニュアルを作成する際の基本事項	26
別紙2 各分類に属する対応マニュアル特記事項	27

第1章 本計画の概要

第1節 名古屋市危機管理計画の目的

名古屋市危機管理計画(以下「本計画」という。)は、「災害」、「武力攻撃事態等」、「**新型インフルエンザ等緊急事態**」及び「**その他その及ぼす被害又は社会的影響が相当程度の事件・事故等の事象**」により、不特定多数の市民の生命、身体又は財産に**直接**重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある**場合緊急の事態**(以下「**危機**」という。)に備え、事前の準備、体制、対応の基本的方針等を定め、関係局室区及び関係機関が連携して迅速かつ効果的に対処して事象発生の抑制、被害の軽減を図ることを目的とする。

~~第2節 本計画策定の経緯~~

~~平成14年2月に生物・化学災害対応シミュレーションを実施した際、各局室区対応マニュアルの必要性が確認された。~~

~~その後、より幅広い危機に対応できる組織を構築するため、名古屋市テロ対策特別本部を平成14年9月に発展的に解消し、名古屋市危機管理対策本部(以下「危機管理対策本部」という。)を設置した。~~

~~危機管理対策本部では、各局室区の意見を反映させるために幹事会の下部組織としてワーキンググループを設置し、危機の分類に対応したマニュアル作成上の必須項目の検討を行い、本計画をまとめた。~~

第2節 本計画の見直し及び修正

1 計画の検証

本計画については、より実践に即したものとなるよう、常に内容の検証を行い、必要な場合には適宜修正を行うものとする。

2 計画の修正手続

前項の定めにより本計画を修正(軽易な修正を除く。)~~した場合においてしようとする~~ときは、危機管理対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催し、その内容を**報告諮る**ものとする。

第3節 本計画の性格

本計画の定めにかかわらず、次に掲げる計画(体制)により対処することとなっている場合には、それらの計画(体制)において規定又は予定されている対処を行う。

- (1) 名古屋市地域防災計画(名古屋市災害警戒本部及び名古屋市災害対策本部)
- (2) 名古屋市国民保護計画(名古屋市国民保護対策本部及び名古屋市緊急処理事態対策本部)
- (3) 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画(名古屋市新型インフルエンザ等対策準備本部及び名古屋市新型インフルエンザ等対策本部)

区分		内容	
危機	災害 (地域防災計画)	風水害、震災	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象（冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降）等
		その他災害	大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他の大規模な事故（旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏）等
	武力攻撃事態等 (国民保護計画)	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）
		武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
		緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの（武力攻撃に準ずるテロ等）
	新型インフルエンザ等緊急事態 (新型インフルエンザ等対策行動計画)	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態	
	その他の事象 (本計画)	不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態（災害、武力攻撃事態等及び新型インフルエンザ等緊急事態に関する事態を除く。想定する事象は、次節第2項に掲げるとおり。）	

第4節 危機の定義及び分類

1 危機の定義

(1) 本計画では、次のいずれかの状況に至った場合を「危機」という。

ア 不測の事態が発生し、不特定多数の市民の生命、身体、財産等に被害が生じている状況

イ アに定める状況の発生が差し迫っている、又はその発生のおそれがあると判断することができる状況

(2) 前号イに定める状況は、次の場合のいずれかに該当する場合をいう。

ア 市民又は関係機関等から複数の情報が寄せられ、発生の予兆が確認された場合

イ 事象に関する予兆が明確に確認された場合

ウ 市域の近隣地域で既に発生し、一層の拡大が見込まれる場合

エ その他、市長、防災危機管理局長、危機管理対策本部事務局（以下「事務局」という。）又は当該事象を所管する局室区が特に認めた場合

2 事象による分類

本計画で対象とする危機の次の表の左欄及び中欄に掲げる分類ごとの事象例は、同表の右欄に掲げるとおりである。想定する事象は、市域に相当程度の被害が生じ、又は社会的影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして、次に掲げるものとする。

大分類	中分類	事 象 例	
A 市民に直接影響を与える災害・事故等	1 災害	1	自然災害、大規模な火事・爆発等の事故
		2	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害
	2 化学物質、細菌、爆発等に起因するもの	3	群衆流動事故等
		4	化学物質による事故等
		5	食中毒
		6	感染症の発生
		7	微生物・細菌などによる事故等
		8	テロリズム(爆発物・乱射等) 注
		9	航空機、鉄道、バス等の乗っ取り事件
		10	農林水産物に対する重大な影響を与える事故等
		11	工場における事故等
	3 動物等に起因するもの	12	猛獣類等の脱走・放置
		13	野生生物による事件
		14	外来毒保有昆虫等の発生
B 生活ライフライン障害		15	広域・長期間にわたる断水
		16	広域・長期間にわたる停電
		17	広域・長期間にわたるガス遮断
		18	広域・長期間にわたる情報通信ネットワーク障害
C 市管理施設等の管理瑕疵		19	市管理施設等での事故等
D その他		20	市幹部等への襲撃事件
		21	危険物品等の漂流・漂着
		22	難民の漂流・漂着
		23	隕石・人工衛星の落下のおそれ
		24	爆発の恐れがある不発弾等の処理
		25	市内企業における風評被害が懸念される事故等
		26	その他

※ 緊急対処事態における災害は含まず、化学剤、生物剤テロの場合は4、6又は7に、サイバーテロの場合は18に含む。

※ すべて事象による影響までを含む。

事項	概要
感染症のまん延	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「新型インフル特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等を除く。）のまん延
特定家畜伝染病のまん延	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に規定する特定家畜伝染病のまん延
危険鳥獣による被害	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する危険鳥獣による被害
外来毒保有昆虫等による被害	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に規定する特定外来生物のうち、毒保有昆虫等による被害
特定動物の逸走	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に規定する特定動物の特定飼養施設等からの逸走
大規模・広範囲にわたる給水停止	大規模又は広範囲にわたる水の配給の停止又はそれに至るおそれがある渇水、水質汚染又は水質異常等の事象
大規模・広範囲にわたる食料不足	大規模又は広範囲にわたる食料供給の不足又はそれに至るおそれがある凶作の発生又は貿易の不安定化等の事象
大規模・広範囲にわたる停電	大規模又は広範囲にわたる電力供給の停止又はそれに至るおそれがある電力需給ひっ迫等の事象
大規模・広範囲にわたる通信障害	大規模又は広範囲にわたる情報通信及び情報ネットワークの疎通不能又はそれに至るおそれがある宇宙天気現象又はサイバー攻撃等の事象
爆発のおそれがある不発弾	爆発のおそれがある不発の爆弾等の処理
食中毒患者等の大規模・広域にわたる発生	食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者の大規模又は広域にわたる発生
大規模行事等での群集事故	大規模行事等での雑踏によって発生した事故
犯罪予告	殺傷、爆破又は暴力行為等の犯罪行為の予告

市幹部への襲撃事件	市の運営に重大な影響が及ぶおそれがある幹部への襲撃事件
航空機・列車・バス等の乗っ取り事件	航空機、列車又はバス等の不特定多数が同時に乗車する交通機関の乗っ取り事件
爆発物・銃砲等による事件及び無差別殺傷事件	爆発物、銃砲、放射性物質、生物剤又は化学剤等による事件及び無差別殺傷事件
暴動	多衆が集合的に行う暴行、脅迫又は破壊行為等の暴力的な活動
その他	

第 2 章 危機管理体制

第 1 節 危機管理対策本部

危機管理対策本部は常時設置し、平常時には、危機に備えるために各局室区との間で連携・情報交換等を行うほか、情報を積極的に収集して危機の予兆の把握に努めるとともに、危機発生時に市として適切な対応をすることができるよう必要な備えをしておく。

第 2 節 危機管理対策本部による対応と各局室区等による対応との区分

1 危機管理対策本部による対応

危機管理は、平常時及び危機発生時において、迅速又は効果的に対応しなければならない。次の各号に定める場合（**名古屋市**災害対策本部~~及び~~又は**名古屋市**国民保護対策本部等、当該事態への対応のために別に体制が設置される場合を除く。）には、名古屋市としての的確な対応をするため、危機管理対策本部において対応することとする。

- (1) 全市的又は複数の局室区による対応が必要であり、危機管理を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）又は防災危機管理局長から事務局に対して、危機管理対策本部において対応するよう指示があった場合
- (2) 事務局において、全市的又は複数の局室区による対応が必要であると認めた場合
- (3) 次項第 2 号に掲げる「別に定めた若しくは定められた計画又は体制等」において、危機管理対策本部で対応することが規定又は予定されている場合
- (4) 当該事案を所管する局室区が明確でない場合
- (5) 当該事案を所管する局室区から事務局に対して、危機管理対策本部での対応の要請があった場合であって、担任副市長又は防災危機管理局長がその必要を認めた場合
- (6) その他、担任副市長又は防災危機管理局長から事務局に対して、社会的影響の大きさを勘案して、危機管理対策本部による対応をするよう指示があった場合

2 各局室区等による対応

- (1) 各局室区所管事務の範囲内で対応することができる危機（前項第 5 号及び第 6 号に定める場合を除く。）については、関係局室区で対応する。
- (2) 全市的な対応又は複数の局室区の関与が必要となる事象であっても、当該危機については名古屋市地域防災計画又は名古屋市国民保護計画等、別に定めた若しくは定められた計画又は体制等により対応することとなっている場合（前項第 1 号に定める場合を除く。）には、本計画の定めにかかわらず、それらの計画又は体制等において規定又は予定されている対応を行う。
- (3) 全市的な対応又は複数の局室区の関与が必要となる事象であっても、当該事象の専門性等を勘案し、防災危機管理局長の進言に基づき担任副市長から特定の局

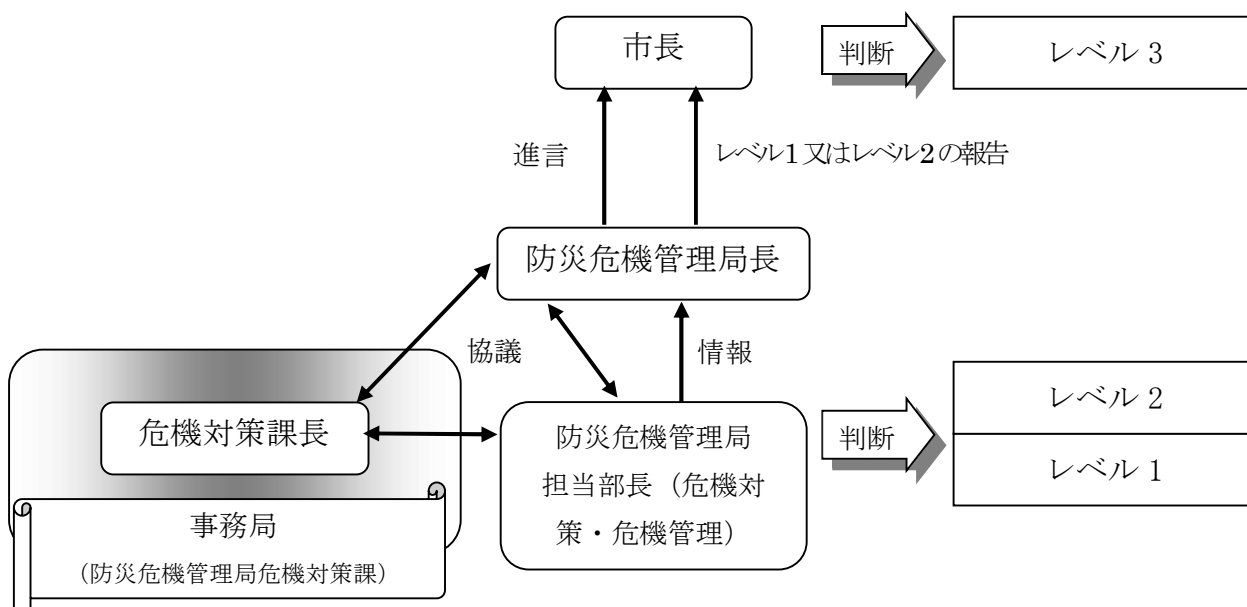
室区において対応するよう指示があった場合には、当該指示を受けた局室区において対応する。この場合において、担任副市長が主管しない局室が関係する場合には、当該局室を主管する副市長と担任副市長の間で協議するものとする。また、防災危機管理局長は、特定の局室区において対応することとなった旨を市長に報告する。

危 機					
災 害				各局室区対応の 危機	その他
自然災害	大規模事故	武力攻撃災害	緊急対処事態による災害		

第3節 危機レベル

1 危機レベルの分類及び決定

前節第1項の定めにより危機管理対策本部で対応する危機が発生又はそのおそれがあるときは、当該危機を、次項の表に掲げるレベルに分けることとし、それらの段階のうち、レベル1又はレベル2であることについては事務局又は各局室区からの情報に基づき防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）が防災危機管理局長及び防災危機管理局危機対策課長（以下「危機対策課長」という。）と協議の上決定し、レベル3であることについては防災危機管理局長からの進言に基づく市長の判断により決定する。レベル1又はレベル2であることを決定した場合には、防災危機管理局長は、市長にその旨を報告する。



2 危機レベルごとの対応

危機管理対策本部においては、前項の定めにより決定したレベルの段階に応じ、次の表の右欄に掲げる対応を行う。

レベルの段階	対 応
レベル 1	関係局室区及び事務局において情報収集を行う。
レベル 2	当該事象発生による相当の社会的影響があることからより、市域に相当程度の被害が生じ、又は社会的影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものについて、危機管理幹事会危機管理対策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、情報の収集又は共有化を行うとともに、必要な事項についての決定又は協議を行う。 危機事象対応方針を策定している場合は、関係局室区及び事務局により、事態の進行状況等に応じ、初動対応等を連携して実施する。
レベル 3	当該事象発生による社会的影響が極めて大きいことからより、市域に重大な被害が生じ、又は社会的影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものについて、本部会議を開催し、対応方針その他重要事項の決定又は協議を行う。 危機事象対応方針を策定している場合は、関係局室区及び事務局により、総合的な対応を実施する。

3 レベル 1 又はレベル 2 の場合の例外措置

レベル 1 又はレベル 2 の場合であって、防災危機管理局長が判断した場合には、前項の表に掲げる事項以外の対応を行うことを決定することができる。

4 レベル 3 の場合の例外措置

レベル 3 の場合であって、危機管理監の進言に基づいて本部長が判断した場合には、第 2 項の表に掲げる事項以外の対応をすることができる。

第4節 危機管理対策本部会議

1 総論

本部会議は、平常時には本章第2節第1項に定める危機~~又は第2項第2号に定める危機（前章第4節第2項の表の大分類の項「A 市民に直接影響を与える災害・事故等」の中分類の項「1 災害」に分類される事象に限る。）~~への市の対策の一層の充実強化及び計画的な推進のために必要な事項の決定等を行い、本章第2節第1項に定める危機が発生した時には、対応方針その他重要事項の決定又は協議を行う。

2 本部会議の構成

- (1) 本部会議に、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員を置く。
- (2) 本部長は、市長をもって充てる。
- (3) 本部長は本部会議の事務を総括し、本部会議の職員を指揮監督する。
- (4) 副本部長は、副市長をもって充てる。
- (5) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、~~あらかじめその定めた順序により、その職務を代行~~その職務を代理する。
- (6) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号。以下「規則」という。）で規定するところによる。
- (7) 危機管理監は、防災危機管理局長をもって充てる。
- (8) 危機管理監は、本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (9) 危機管理監は、本部の所掌事務について、本部長及び副本部長に進言することができる。
- (10) 本部会議構成員

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
危機管理監	防災危機管理局長
本 部 員	会計管理者、市長室長、総務局長、総務局担当局長（企画調整）、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、市会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、消防局長、上下水道局長、交通局長、中村区長、中区長、その他本部長が必要と認める者

3 本部会議（感染症事象）の構成

- (1) 感染症事象とは、~~「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症（新型インフル措置法に規定する新型インフルエンザ等を除く。）に関するものとする。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、各~~

~~古屋市新型インフルエンザ等対策本部で対応するものを除く。~~

- (2) 前項に定めるもののほか、本部会議に健康危機管理監を置き、健康福祉局担当局長（医務）をもって充てる。
- (3) 健康危機管理監は、感染症危機対策の見地から本部長及び副本部長に進言することができる。
- (4) 本部会議（感染症事象）構成員

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
危機管理監	防災危機管理局长
健康危機管理監	健康福祉局担当局長（医務）
本 部 員	会計管理者、市長室長、総務局长、総務局担当局長（企画調整）、財政局長、スポーツ市民局长、経済局长、観光文化交流局长、環境局长、健康福祉局长、子ども青少年局长、住宅都市局长、緑政土木局长、市会事務局长、監査事務局长、人事委員会事務局长、教育長、選挙管理委員会事務局长、消防局长、上下水道局长、交通局长、中村区长、中区长、その他本部長が必要と認める者

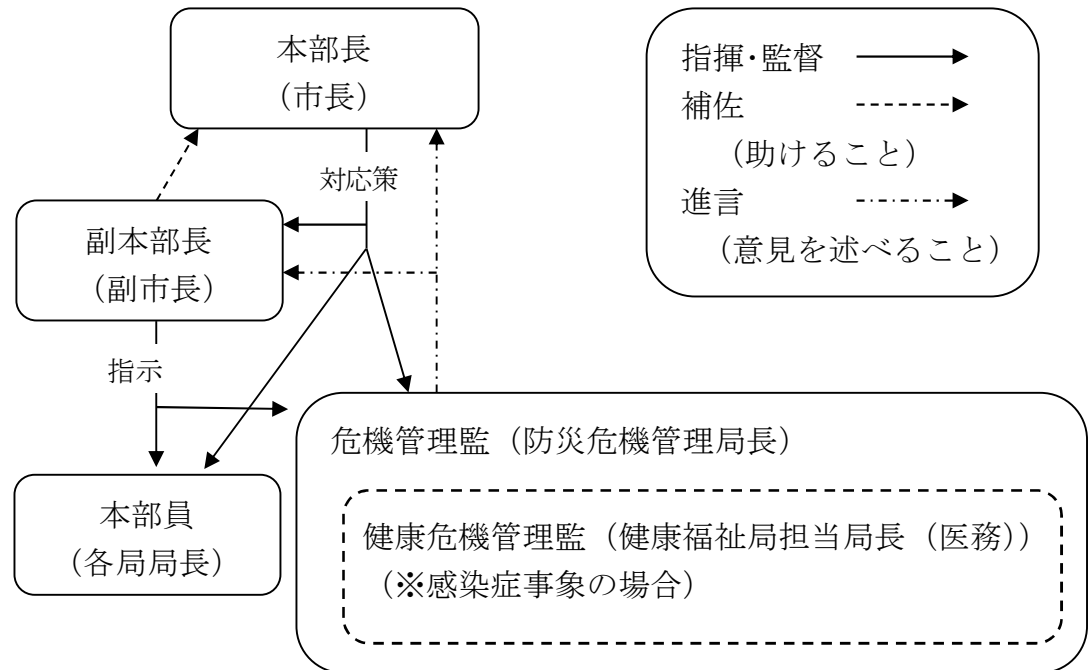
4 本部会議の開催

(1) 本部会議の開催

- ア 本部長は、危機管理監の進言に基づき、**本章第2節第1項に定める危機**~~（平常時には、前章第4節第2項の表の大分類の項「A 市民に直接影響を与える災害・事故等」のうち中分類の項中「1 災害」に分類される事象を含む。以下この節において同じ。）~~に関して本部会議開催の必要があると判断した場合には、速やかに招集する。また、本部長は、健康危機管理監による感染症危機対策の見地からの進言に基づき、本部会議開催の必要があると判断した場合も同様とする。
- イ 本部会議の議長は本部長が務める。
- ウ 本部長は、本部会議の事務を総括し、本部会議の**職員構成員**を指揮監督する。
- エ 本部長は、本部会議の出席者を、本部員については事象に関係すると判断される者に限定することができる。
- オ 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、~~あらかじめ定める順序により、その職務を代理~~**その職務を代理**する。
- カ **副本部長が本部長の職務を代理する順序は、規則で規定するところによる。**
- キ 発生した危機への対応策を実施するにあたって所管する局室区を明確にする必要がある等、関係局室区間において調整すべき事項がある場合であって必要なときには、危機管理を担任する副本部長（以下「担任副本部長」という。）が指示をする。
- ク 危機管理監は、本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長の職務を代

理する。

ケ 危機管理監は、本部会議の所掌事務について、本部長及び副本部長に進言することができる。なお、健康危機管理監は感染症危機対策の見地から、本部長及び副本部長に進言することができる。



(2) 本部会議での決定事項

ア 基本的な対応方針に関すること。

イ 危機への対策の計画的な推進及び危機管理に関する重要施策に関すること。

ウ ~~名古屋市災害対策本部~~ ~~災害警戒本部~~ ~~又は名古屋市~~ 国民保護対策本部その他当該事象への対応のために別に設置されている体制への移行に関すること。

エ 危機に関する情報及び対策実施状況等についての広報・広聴に関すること。

オ 対応する局室区の編成に関すること。

カ 現地対策本部の設置又は廃止に関すること(第4章第4節参照)。

キ 本部会議の散会に関すること。

ク その他、危機の管理に関する重要事項に関すること。

(3) 本部会議の開催場所

本部会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。

第5節 危機管理対策本部幹事会

1 総論

- (1) 幹事会は、平常時には本章第2節第1項に定める危機~~又は第2項第2号に定める危機（前章第4節第2項の表の大分類の項「A 市民に直接影響を与える災害・事故等」の中分類の項に掲げる「1 災害」に限る。）~~が発生した時に~~対し~~、市として適切な対応ができるようあらかじめ備えておくために必要な事項の協議等を行い、本章第2節第1項に定める危機が発生した時には、情報の収集又は共有化を行うとともに、必要な事項についての決定又は協議を行う。
- (2) 幹事会は、前節に定める本部会議の職務の執行に当たり、必要な補佐を行う。

2 危機管理幹事会の構成

- (1) 本部の所掌事務~~（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める「災害」に関するものを除く。）~~について調査及び検討を行うため、幹事会を置く。
- (2) 幹事会に、幹事長、副幹事長、危機管理調整官及び幹事を置く。
- (3) 幹事会の幹事長は防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）、副幹事長は防災危機管理局危機対策課長、危機管理調整官は防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）とする。
- (4) ~~危機管理~~幹事会構成員

幹事長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副幹事長	防災危機管理局危機対策課長
危機管理調整官	防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）
幹事	会計室会計課長、防災危機管理局総務課長、市長室次長、市長室広報課長、総務局総務課長、 総務局総合調整部国際課長 、総務局職員部人事課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、スポーツ市民局地域振興部区政課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、 観光文化交流局観光交流部国際交流課長 、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）、市会事務局総務課長、監査事務局 次長管理課長 、人事委員会事務局次長、教育委員会事務局総務部総務課長、選挙管理委員会事務局次長、消防局総務部総務課長、上下水道局経営本部総務部防災課長、交通局営業本部総務部総務課長、中村区区政部総務課長、中区区政部総務課長、その他幹事長が必要と認める者

3 危機管理幹事会（感染症事象）の構成

- (1) 感染症事象とは、本章第4節3（1）に規定する感染症~~に関するもの~~とする。
- (2) 前項に定めるもののほか、幹事会に健康危機管理調整官を置き、健康福祉局健康

部感染症対策課長をもって充てるとともに、副幹事長に健康福祉局健康部担当課長（災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整担当）保健医療課長、幹事に総務局職員部安全衛生課長及び健康福祉局健康部担当課長（医務指導）を加える。

(3) ~~危機管理~~幹事会（感染症事象）構成員

幹事長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副幹事長	健康福祉局健康部担当課長（災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整担当）保健医療課長、防災危機管理局危機対策課長
危機管理調整官	防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）
健康危機管理調整官	健康福祉局健康部感染症対策課長
幹事	会計室会計課長、防災危機管理局総務課長、市長室次長、市長室広報課長、総務局総務課長、総務局総合調整部国際課長、総務局職員部人事課長、総務局職員部安全衛生課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、スポーツ市民局地域振興部区政課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、観光文化交流局観光交流部国際交流課長、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、健康福祉局健康部担当課長（医務指導）、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）、市会事務局総務課長、監査事務局次長管理課長、人事委員会事務局次長、教育委員会事務局総務部総務課長、選挙管理委員会事務局次長、消防局総務部総務課長、上下水道局経営本部総務部防災課長、交通局営業本部総務部総務課長、中村区区政部総務課長、中川区区政部総務課長、その他幹事長が必要と認める者

4 ~~危機管理~~幹事会の開催

- (1) 幹事長は、事務局又は各局室区からの情報に基づき、本章第2節第1項に定める危機（~~平常時には武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。以下この節において同じ。~~）に関して幹事会（~~危機管理幹事会~~）開催の必要があると判断した場合は速やかに開催する。また、幹事長は健康福祉局健康部感染症対策課長による感染症危機対策の見地からの進言に基づき、幹事会の必要があると判断した場合も同様とする。
- (2) 議長は幹事長が務める。
- (3) 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- (4) 幹事長は、幹事会の出席者を、幹事については事象に関係すると判断される者に限定することができる。
- (5) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは幹事長の職務を代理する。
- (6) 防災危機管理局長は幹事会に出席し、幹事に指示を出すことができる。
- (7) 幹事長は幹事会を開催する際、議題等について防災危機管理局長の意見を聴くものとする。

(8) 幹事会の職務

- ア 情報の収集又は共有化を行い、必要に応じて決定又は協議を行う。この場合、必要な事項については、防災危機管理局長を通じて市長に報告すること。
- イ 本部会議で緊急に決定等しなければならない事項がある場合であって、本部会議を招集するいとまがないときに、その決定等を行うこと。この場合、幹事会における決定に基づいて実施した事項等を事後速やかに本部長又は本部会議に報告しなければならない。
- ウ 本部会議での決定事項等について、必要に応じて具体的方策を各局室区間で協議等すること。
- エ 必要に応じ、本部会議で決定等する事項について、あらかじめ協議すること。この場合において、幹事会での協議の結果、本部会議に進言する必要があるときには、幹事長から危機管理監に対して行う。
- オ 各局室区の危機への対応に係る連絡調整を行うこと。この場合において、幹事会で調整することができない事項がある場合、幹事長は担任副市長に意見を聴くことができる。
- カ その他、危機の管理につき、幹事長が必要と認める事項の協議を行うこと。

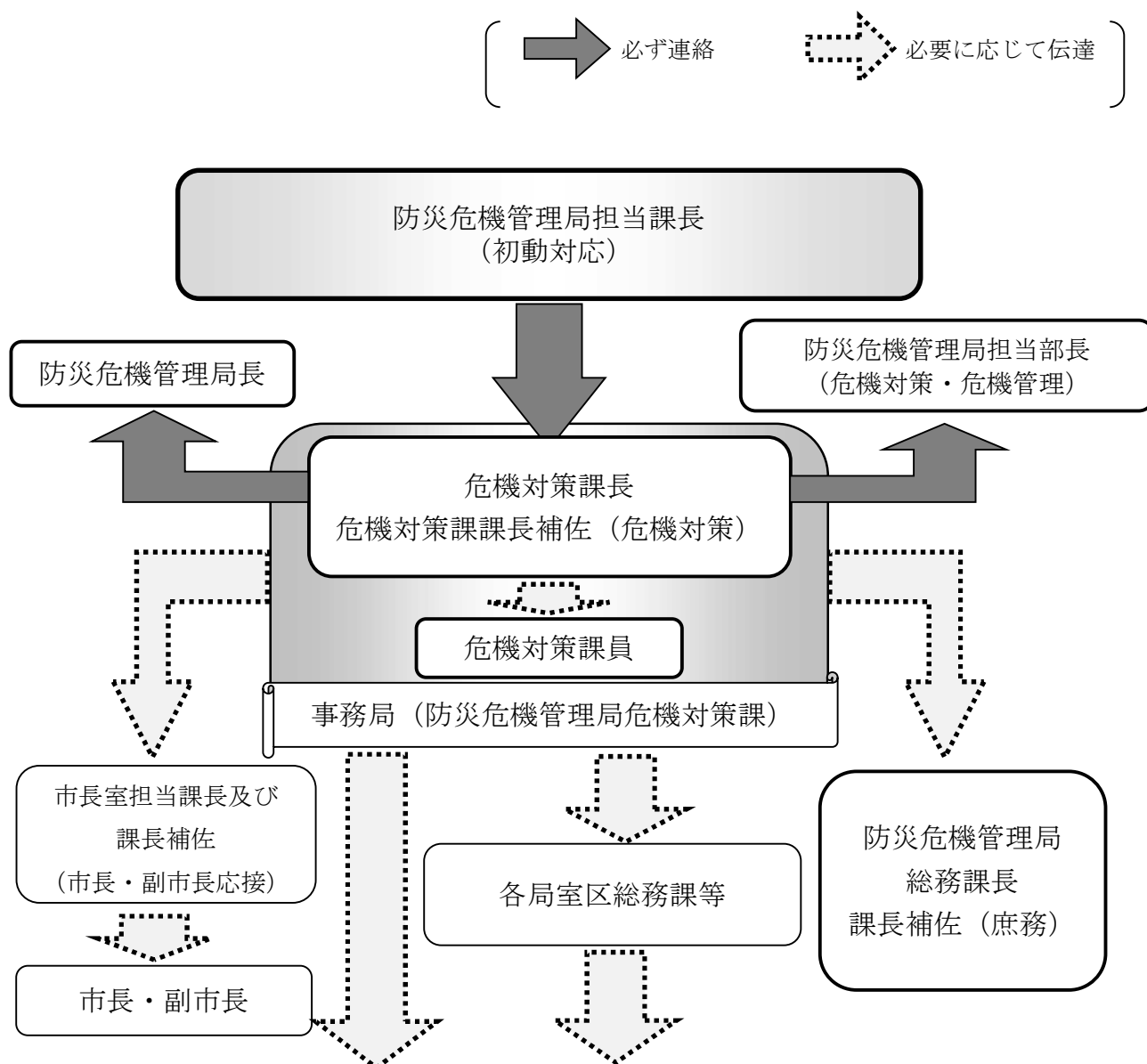
(9) 幹事会の開催場所

幹事会の開催場所は特別の指示がない限り、東庁舎 1 階災害対策本部室とする。

~~5 災害対策幹事会~~

~~平常時において、前章第 4 節第 2 項の表の大分類の項「A 市民に直接影響を与える災害・事故等」の中分類の項「1 災害」のうち「自然災害、大規模な火事・爆発等の事故」に分類される事象に関して調査及び検討を行うための幹事会（災害対策幹事会）については、別に定める。~~

第6節 危機管理対策本部緊急連絡体制



会計室会計課長、市長室次長、市長室広報課長、総務局総務課長、**総務局総合調整部国際課長**、総務局職員部人事課長、総務局職員部安全衛生課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、スポーツ市民局地域振興部区政課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、**観光文化交流局観光交流部国際交流課長**、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、健康福祉局健康部**担当課長**（災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整担当）**保健医療課長**、健康福祉局健康部感染症対策課長、健康福祉局健康部担当課長（医務指導）、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）、市会事務局総務課長、監査事務局**次長管理課長**、人事委員会事務局次長、教育委員会事務局総務部総務課長、選挙管理委員会事務局次長、消防局総務部総務課長、上下水道局経営本部総務部防災課長、交通局営業本部総務部総務課長、中村区区政部総務課長、中区区政部総務課長、その他幹事長が必要と認める者

※ 感染症事象の場合



各局区室の庶務担当課長は、必要に応じて各々の局の本部員（局長等）に連絡する。

第3章 平常時・危機発生前における危機管理

第1節 総論

1 平常時の危機管理対策本部の職務

平常時には、危機管理対策本部は、予防体制の整備、研修・訓練の実施、本計画の点検・修正、~~名古屋市危機管理対策本部運営マニュアル(以下「本部運営マニュアル」という。)~~及び個別危機事象対応マニュアルの作成・点検・修正~~危機事象対応方針の策定及び修正~~等を実施し、危機~~(第1章第4節第2項の表の大分類の項「A 市民に直接影響を与える災害・事故等」のうち中分類の項中「1 災害」に分類される事象を含む。)~~に備えるとともに、その予兆の把握に努めなければならない。

2 平常時の各局室区の職務

平常時には、各局室区は、前章第1節の定めにより危機管理対策本部又は各局室区等において対応することとなる危機に関して、各局室区が所管する事項について、予防体制の整備、研修・訓練の実施、~~対応マニュアルの作成・点検・修正~~~~危機事象対応方針の策定及び修正~~等を実施するとともに、予兆の把握に努めなければならない。この場合において、各局室区は、必要に応じて、危機管理対策本部との連携を図るものとする。

3 本市職員の行動

本市職員は、本計画~~及び各局室区の対応マニュアル~~の趣旨に基づき、常に各自が担当する業務に関する情報の収集・整理・分析を行うことにより、危機の予防又は予兆の把握に努めなければならない。

第2節 平常時の責務

1 予防体制の整備

危機管理対策本部及び各局室区は、平常時から、次の各号に定める措置等を講ずることにより、危機が発生しないよう、又は危機が発生した場合にその危機による被害の拡大を防止するための体制の整備・点検を行う。

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は、危機の発生又は危機の拡大を回避するため、あらかじめ施設の管理・点検を行うための体制等危機管理に必要な体制を整備しておく。
- (2) 職員の不注意又は施設等の管理瑕疵を原因とする危機の発生予防のための体制整備については、特に留意しなければならない。
- (3) 予防体制については、~~次項に定める必要なマニュアルに定めることにより~~文書化し、関係職員に周知する。

~~2 マニュアルの整備~~

~~本計画は名古屋市の危機管理の基本となる計画であり、この計画の適正かつ円滑~~

~~な運用を図るため、本部運営マニュアル、必要な局室区対応マニュアル及び個別危機事象対応マニュアルを作成する。~~

~~各局室区での対応マニュアル作成の必要性は、平成14年2月に行われた生物・化学災害対応シミュレーションの結果を踏まえ、同年3月に開催されたテロ対策特別本部幹事会の中でも確認されたものである〔平成14年3月27日 第4回テロ対策特別本部幹事会資料参照〕。~~

~~(1) 本部運営マニュアル~~

~~ア 危機管理対策本部の体制及び運営方法、現地対策本部の組織等について定めたマニュアルとして、本部運営マニュアルを定める。~~

~~イ 作成した本部運営マニュアルは、より実践に即したものとなるよう、常に内容の検証を行い、必要な場合には適宜見直しを行うものとする。~~

~~(2) 局室区対応マニュアル~~

~~ア 局室区対応マニュアルは本計画に基づいた、より具体的かつ実践的な内容のものとする。~~

~~イ 局室区対応マニュアルは、できる限り図表等を使用した簡潔明瞭なものとする。~~

~~ウ 局室区対応マニュアルは、どのような場合（状況）、どこが（対応体制）、何を（対策の内容）、どのように（行動基準及び実施手順）対応するのかを明確に記載する。~~

~~エ 局室区対応マニュアルの構成は各局室区が定める。~~

~~オ 局室区対応マニュアルは別紙1【対応マニュアルを作成する際の基本事項】に別紙2【各分類に属する対応マニュアル特記事項】及び各局室区の対応上必要となる事項を加えて作成するものとする。~~

~~カ 局室区対応マニュアルは、概ね第1章第4節第2項の表に掲げる分類のうち、各局室区で該当する分類ごとに作成するものとする。~~

~~キ 作成された局室区対応マニュアルは、それぞれの局室区の庶務担当課長を管理者とし、当該マニュアルがより実践に即したものとなるよう、常に内容の検証を行い、必要な場合には適宜見直しを行うものとする。~~

~~(3) 個別危機事象対応マニュアル~~

~~ア 市民への影響が特に大きく、全市的に対応する必要がある危機事象について、事前の準備、体制、とるべき対応等を定めた個別危機事象対応マニュアルを作成する。~~

~~イ 個別危機事象対応マニュアルは危機管理対策本部において作成するものとする。~~

~~ウ 危機管理対策本部は、個別危機事象対応マニュアルを常時各局室区職員が確認しやすい環境に掲示する。~~

~~エ 各局室区は、個別危機事象対応マニュアルに基づき、個別危機事象に関して各局室区において実施すべき事前の準備、体制、とるべき対応等について、関係職員に周知する。~~

~~(4) 対応職員への連絡~~

~~危機管理対策本部及び各局室区は、次のアからウまでに定めるところにより、職員への連絡体制を整備し、本部運営マニュアル及び局室区対応マニュアルに定める~~

~~などして関係職員に周知するものとする。~~

~~ア 対応職員への参集指示~~

~~職員への参集指示の方法は、本部運営マニュアル及び局室区対応マニュアルに定める。~~

~~イ 対応職員への連絡~~

~~対応職員への連絡は、勤務時間外における場合の連絡も想定して複数の連絡ルート及び連絡手段を定めておく。~~

~~ウ 予備対応職員~~

~~対応職員の確保が困難な場合に備え、予備対応職員を確保する。~~

2 危機事象対応方針の策定及び修正

想定する事象ごとに、その危機管理の実施に関し、危機事象対応方針を策定するものとする。

- (1) 危機事象対応方針は、当該事象ごとに、関係局室区及び事務局が共同で策定し、又は修正するものとする。
- (2) 危機事象対応方針を策定しようとするときは、本部会議に諮らなければならない。
- (3) 危機事象対応方針を修正（軽易な修正を除く。）しようとするときは、本部会議を開催し、その内容を諮るものとする。
- (4) 危機事象対応方針は、次のアからウまでに掲げる事項について記載したものとする。

ア 想定する事態に関すること。

イ 対応する体制に関すること。

ウ 危機管理項目に関すること。

3 研修・訓練の実施

(1) 研修・訓練

危機管理対策本部及び各局室区は、効果的な危機対応を行うため、本計画及び~~前項に定めるマニュアル~~危機事象対応方針に基づく研修・訓練を実施し、危機管理に関する知識・技術の習熟を図る。

(2) 本計画及び~~マニュアル~~危機事象対応方針の検証・修正

危機管理対策本部及び各局室区は、前号の定めによる研修・訓練の結果を踏まえ、~~第1章第3節並びに前項第1号イ及び第2号キに定めるところにより、~~本計画及び~~前項に定めるマニュアル~~危機事象対応方針について、検証を行い、必要な場合には適宜修正を行う。

4 関係機関との協定

危機管理対策本部及び各局室区は、発生が想定される事象の対応について関係機関との協定等が必要となる場合には、事前に締結しておくものとする。

第3節 予兆への対応

1 情報の収集

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は情報収集を行い、事象発生の予兆の把握に努め、必要な対策を施す。
- (2) 危機管理対策本部は、発生が想定される事象の種類により、必要に応じて各局室区及び関係機関と連絡調整を行う。
- (3) 各局室区は、発生が想定される事象の種類により、必要に応じて危機管理対策本部、関係局室区及び関係機関と連絡調整を行う。

2 情報の分析・報告

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は収集した情報を整理・分析する。
- (2) 各局室区は、前号の定めにより収集・整理・分析した情報のうち、危機管理対策本部で対応すべき事案に係る情報及び社会的影響が大きいと判断することができる情報については、第一報を事務局に報告しなければならない【様式1】。

【報告先】

- | | | | |
|-------|--------------|-------------|----------------|
| ア 時間内 | 防災危機管理局危機対策課 | 電話 972-3522 | F A X 962-4030 |
| イ 時間外 | 消防局防災指令センター | 電話 961-0119 | F A X 953-0119 |

- (3) 事務局は、第1号及び第2号の定めにより収集・整理・分析した情報のうち、必要な情報については防災危機管理局長、防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）及び危機対策課長に報告しなければならない。
- (4) 危機管理対策本部は、前2号の定めにより収集・整理・分析した情報について、必要に応じて、関係局室区に対して提供しなければならない。

第4節 対策の実施

1 本部会議・幹事会の開催

前節の定めにより収集・分析等した情報により、本部長又は幹事長が必要と判断した場合には、本部会議又は幹事会を開催し、対応方針の決定又は情報収集等を行う。

2 監視・巡回の実施

危機管理対策本部及び各局室区は、必要に応じて、想定される現場への監視職員の派遣及び地域の巡回を行い、事象の発生を未然に防止するとともに発生時の迅速な対応に備える。

3 体制強化

危機管理対策本部及び各局室区は、前節第2項の定めによる情報の分析及び前項の定めによる監視・巡回等の結果、必要と判断した場合には、職員の増強により体制を強化する。

4 危機の回避及び被害軽減

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は、発生が想定される事象に対し、危機の原因の除去、危機に結びつく可能性がある行為への対応を行う等、適切な予防措置を講じることにより、危機発生 of 未然防止及び被害の軽減に努める。
- (2) 危機管理対策本部及び各局室区は、本章第 2 節第 1 項の定めにより整備した体制を運用することにより、危機発生 of 未然防止及び被害の軽減に努める。

5 関係機関への連絡

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は、必要と認める場合、本章第 2 節第 4 項の定めにより協定を締結している相手方等、関係機関に対し情報を提供し、連携の確保に努める。
- (2) 危機管理対策本部及び各局室区は、あらかじめ、関係機関の連絡先（相手担当、番号）リスト作成、調整の内容等に関する協議を行っておく。
- (3) 危機管理対策本部及び各局室区は、発生事象の種類により、必要に応じて関係機関と連絡を取り、情報の収集に努める。
- (4) 危機管理対策本部及び各局室区は必要に応じて関係機関に職員の派遣依頼を行う【様式 2】。

第 5 節 市民への広報

危機管理対策本部及び各局室区は、危機発生 of 未然防止のため、市民への広報が必要であると判断した場合には、市公式ウェブサイト、テレビ、ラジオ、SNS、スマートフォンアプリ、広報紙、広報車及び同報無線等の手段を講じて、~~放送設備等を活用し~~市民への注意喚起に努める。この場合、必要な場合には、関係機関の協力を得て市民への広報を行う。

第4章 危機発生時の対応

第1節 総論

危機が発生した場合には、危機管理対策本部及び各局室区は発生事象に関する情報の収集・整理・分析を行い、~~マニュアル~~危機事象対応方針等に従い事象への対応を行うとともに、必要に応じて関係機関へ伝達する。

また、危機管理対策本部及び各局室区は発生事象の状況及び危機の発生直後に実施した初動対応の結果を分析し、効果的な対応を行うことにより被害の拡大防止を図る。

第2節 情報の収集と分析等

1 情報の収集

(1) 収集すべき情報の原則

ア 発生事象の情報は、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ（5W1H）」を基本に収集する【様式1】。

イ 発生事象の情報には、発信元（発信機関）、発信者（役職、担当者名）、発信時間（収集時刻）、取得手段等を明記するものとする。

(2) 情報収集の手段及び収集先

ア 危機管理対策本部及び各局室区の情報収集手段及びルートは、事前に準備しておくものとする。

イ 危機管理対策本部及び各局室区は、必要に応じて、現場等への監視職員の派遣、地域の巡回を行い、情報の収集に努める。

(3) 情報の伝達

ア 事務局又は各局室区が収集した情報資料に関しては、情報収集後直ちに報告先、優先報告事項（特に初期情報として、何が、いつ、どこで）を定める。

イ 事務局又は各局室区による情報資料の報告は、庁内においては文書を原則とし、緊急時において口頭で行なった場合においても、事後に文書化する。この場合において、報告文書に関しては様式化しておく。

ウ 情報の伝達は、電話、電子メール、ファックス又は~~防災行政無線~~等によるものとする。

2 情報の整理

(1) 情報資料の整理

事務局及び各局室区は、収集した情報について、庁内での報告、分析又は関係者への供覧のため、対応の内容（事象状況、対応要請、対応状況）、情報源（内部情報、関係機関情報、市民情報、マスコミ情報）、発生時間、報告の要・不要の区分等に留意して整理する。

(2) 情報の共有化

ア 各局室区は、収集した情報のうち、第2章第2節第1項に定める危機に関するもの及び社会的影響が大きいと判断することができるものについては、直ちに事

- 務局に伝達しなければならない。この場合、直ちに第一報を送り、その後、随時情報を報告するものとする【様式1】。(報告先は前章第3節第2項第2号参照)
- イ 事務局及び各局室区は、本部会議又は幹事会において対応方針を決定する場合には、その協議のため、事象に関する情報についてはできるだけ地図上への表示等を行う。
- ウ 危機管理対策本部は、各局室区に対して、発生した危機に関して必要な情報の提供を求めることができる。
- エ 危機管理対策本部は、収集した情報については、必要に応じて関係の局室区等に直ちに伝達する等、当該事案についての総合調整を行うものとする。

3 情報の分析

(1) 情報資料の分析、事態展開の予測

危機管理対策本部及び各局室区は、前項の定めにより整理された事象の情報を分析し、展開の予測を行うことにより適切かつ効果的な対応方針を決定する。

(2) 分析結果の報告

- ア 各局室区は、第1項及び前項の定めにより収集・整理した情報を分析した結果、報告が必要と認められる場合は資料を作成して事務局に報告する。
- イ 事務局は、第1項及び前項の定めにより自ら収集・整理した情報並びにアの情報を分析した結果、必要と認められるものについては防災危機管理局長、防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）及び危機対策課長に報告しなければならない。
- ウ 本部会議又は幹事会を開催する場合において、これらの会議に報告する内容は、発生事象に関する必要事項（発生原因、過程、現状、特徴）、現在の対応状況及び今後の事象の展開の予測とする。

第3節 応急対策の実施

1 対応

(1) 本部会議・幹事会の開催

- ア 前節各項の定めにより収集・整理・分析した情報により、本部長又は幹事長が必要と判断した場合には、本部会議又は幹事会を開催し、対応方針の決定又は情報収集等を行う。
- イ 本部会議又は幹事会は、現場からの報告及び諸情報を踏まえて事象を分析した上で、必要な場合は被害の防止又は拡大防止のための新たな対応方針を協議する。
- ウ 市長は、本部会議開催前においても、事象発生時においては、関係局室区に名古屋市地域防災計画又は名古屋市国民保護計画等に準じた対応を命じることができる。

(2) 各局室区の対応

- ア 危機が発生し、第2章第2節第1項の定めにより危機管理対策本部による対応を行う場合、各局室区は、~~事前に作成した対応マニュアルにより定めた体制及び対応方針により~~、危機管理対策本部と連携し、あるいは指示のものと的確に事象

への対応を行うものとする。ただし、市長が、(1)ウの規定に基づいた対応を命じた場合にあっては、各局室区は、名古屋市地域防災計画又は名古屋市国民保護計画等の定めに基づいた対応を行うものとする。

イ アの場合、事象発生現場の状況、対応状況及び結果について危機管理対策本部へ報告する。

ウ 危機が発生し、第2章第2節第2項第1号又は第3号の定めにより関係局室区において対応する場合、関係局室区は、~~事前に作成した対応マニュアルにより定めた体制及び対応方針により、~~的確に事象への対応を行うものとする。

(3) 住民の安全確保等

危機管理対策本部又は関係局室区は、事象発生現場周辺において、住民の生命・身体に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合には、本章第5節に定めるところにより住民に対しその旨周知徹底するとともに、住民の安全確保のため最善の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携の確保

ア 危機管理対策本部及び各局室区は、必要と認める場合、関係機関に連絡し、情報交換を行い、連携の確保に努める。

イ 危機管理対策本部及び各局室区は、必要に応じて関係機関に職員の派遣依頼を行う【様式2】。

2 対応体制の強化

(1) 対応体制の強化

初動対応にかかわらず、危機管理対策本部又は関係局室区が事態の推移が継続あるいは拡大の様相にあると判断する場合は、被害の拡大防止策を決定し、対応体制の強化を図る。

(2) 新たな対応方針

発生している事象が次のアからウまでのいずれかに該当する場合、危機管理対策本部又は各局室区は、被害の拡大防止のため、新たな対応方針を決定する。

ア 初動対応によって事態が収拾しないか、事態の継続が見込まれる場合

イ 事態が一層の拡大化の傾向にある場合

ウ 二次被害の発生等によって、事態が悪化した場合

(3) 被害拡大防止策

ア 危機管理対策本部又は各局室区は、被害の拡大防止策の実施及び体制の強化によって被害の拡大を防止する。

イ 被害拡大防止策は、第2章第2節第1項に定める危機にあっては危機管理対策本部が、同節第2項第1号及び第3号に定める危機にあっては関係局室区が決定し、その迅速な実施を図る。

ウ 危機管理対策本部及び各局室区の体制の強化は、対応職員の増員、現地対策本部の設置、関係機関からの協力又は支援によって行う。

(4) 関係機関による協力及び支援

危機管理対策本部又は各局室区は、関係機関による協力又は支援が必要な場合は、協力又は支援を速やかに要請し、被害の拡大防止と事態の早期収拾を図る。

第4節 現地対策本部の設置

危機管理対策本部は、危機のうち第2章第2節第1項に定めるものについて、被害発生現場等における指揮及び調整の対応が必要な場合は、次の各号に定めるところにより、現地対策本部を設置して対策を実施する。

1 現地対策本部の設置基準

本部会議は、発生している危機が次のアからオまでのいずれかに該当し、その現場において指揮及び調整する必要があると判断した場合には、現地対策本部を設置することを決定することができる。この場合において、本部会議を開催するいとまがないときは、担任副本部長が設置を決定し、事後速やかに本部長又は本部会議にその旨を報告しなければならない。

- (1) 危機による被害が甚大かつ広範で、現場での指揮が必要と認められる場合
- (2) 現場の事態変化が激しく、かつ長期にわたる可能性がある場合
- (3) 現場での対応に迅速性が要求される場合
- (4) 事象の対応に関し、関係機関との現場調整が必要な場合
- (5) その他、担任副本部長が必要と認める場合

2 現地対策本部の体制

- (1) 現地対策本部長は、原則区長とする。ただし、区長に事故があるときは、市職員のうちから担任副本部長が指名する。
- (2) 現地対策本部長は、現地本部体制を編成し、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。
- (3) 現地対策本部長が、現地対策本部を運営するにあたって関係局室区の協力等が必要であると認める場合、担任副本部長に対応を要請するものとする。

3 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、区役所庁舎内又は事象発生場所とする。ただし、現地対策本部長が必要であると判断した場合には、それら以外の場所（適切な公共施設に限る。）に設置することができる。

第5節 広報・広聴

危機管理対策本部及び各局室区は、発生事象及び対応に関する正確な情報を速やかに市民に提供して混乱の防止に努めるとともに、市民の不安解消及びニーズ把握のため、すみやかに広聴体制の確立を図る。

1 市民への広報・広聴

- (1) 現地対策本部又は関係局室区は、市公式ウェブサイト、テレビ、ラジオ、SNS、スマートフォンアプリ、広報紙、広報車及び同報無線等の手段を講じて市民への広報を行うとともに、必要な場合は発生現場等において広報を行い、直接住民に注意

を促す。

- (2) 現地対策本部又は各局室区は、必要に応じて市民対応窓口を設ける。

2 情報提供等

- (1) 第2章第2節第1項に定める危機については危機管理対策本部が、同節第2項第1号及び第3号に定める危機については関係局室区が、必要に応じて適宜記者発表を行い市民へ情報提供する。関係局室区が記者発表を行う場合であって必要なときには、危機管理対策本部が、その補佐をする。
- (2) 危機管理対策本部の記者発表については、発表情報の統一化を図るため、窓口を一本化する。この場合において、その事象を主に所管する局室区がある場合には、危機管理対策本部は当該局室区との連携を図る。
- (3) 危機管理対策本部は、個別の情報についての照会があった場合には、判明している事項についてのみ回答する。
- (4) 危機管理対策本部は、個別の相手の要望については調査しない。

第5章 事後対策

第1節 復旧・回復、再発の防止

危機管理対策本部及び各局室区は、事象収束後には市民生活の早期安定、都市機能の円滑な回復及び再発防止の措置を講じる。

- (1) 危機管理対策本部及び各局室区は、必要に応じて被害者の救済と生活安定化への援助を行う。
- (2) 危機管理対策本部及び各局室区は、公共施設又はライフラインに被害が生じた場合は関係機関と連携し、早急に復旧に努めるものとする。
- (3) 危機管理対策本部及び各局室区は、事象によって生じた市民不安の解消及び安心の回復に努めるものとする。
- (4) 危機管理対策本部及び各局室区は、事象収束後、必要に応じて調査委員会等を設置して発生した危機についての検証を行うものとする。
- (5) 危機管理対策本部及び各局室区は、前号の定めにより行った検証の結果を第1章第3節並びに第3章第2節第2項第1号イ及び第2号キに定めるところにより、**必要に応じて**本計画、~~本部運営マニュアル及び局室区対応マニュアル~~**及び危機事象対応方針**に反映させ、それらをより実効性のあるものとする。

第2節 危機管理対策本部への事後報告等

- (1) 危機管理対策本部は、各局室区に対して、毎年1回以上、第2章第2節第2項第1号に定める危機への対応状況等について、報告を求めることができる。
- (2) 当該危機が、第2章第2節第2項第2号に定めるもの（名古屋市地域防災計画又は名古屋市国民保護計画**等**に定めるものを除く。）又は同項第3号に定めるものである場合には、その対応の経過及び結果について、随時、その事案を主に所管する局室区から、事務局に対して報告しなければならない。

~~第6章 雑則~~

~~その他、危機の管理に関して必要な事項は、別に定めることができる。~~

【様式1】

危機事象発生報告票

第 報

発信元		発信者	
発信時間		備考	

報告先		報告日時	
		報告者名	
		問合せ先	

発生場所	区				
施設名 (り災物件)					
発生日時 (覚知日時)	月	日	時	分	取得 方法
	(月	日	時	分)	()
通報者	氏名		住所 (電話番号)	区	()
事故等の概要					

被害の状況等 (被害者に関する情報 (被害者数・けがの程度・収容医療機関)、対応している職員数、避難所の開設状況・避難者数等)	
---	--

※事象の発生又は発生の予兆を把握した場合は、すみやかに上記の太線枠内に記入し、危機管理対策本部へ報告すること。その後の情報については、「被害の状況等」欄に記載し、「報告日時」等を更新して逐次報告すること。

(FAX 時間内(危機対策課) 962-4030 時間外(消防局防災指令センター) 953-0119)

危機管理情報報告書（第 報）

報 告 日 時	年 月 日 時 分現在
報 告 者	所属 ・ 役職 ・ 氏名
	TEL
	FAX

発 生 日 時	年 月 日 時 分頃											
覚 知 日 時	年 月 日 時 分頃											
情 報 源	外部通報 ・ 内部通報 ・ 現地確認 ・ その他（ ）											
発 生 場 所												
事象の概要												
被害の状況	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">人 的 被 害</td> <td>死者</td> <td>名</td> <td rowspan="4">物 的 被 害</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>名</td> </tr> </table>	人 的 被 害	死者	名	物 的 被 害		負傷者	名	行方不明者	名	合計	名
	人 的 被 害		死者	名			物 的 被 害					
			負傷者	名								
			行方不明者	名								
合計		名										
対応の状況 対応の予定												

主 な 危 機 管 理 情報伝達先	伝達先 (部署・機関名)	伝達日時	伝達方法 (電話・電子メール・FAX等)

注 1：危機事象に関する情報を覚知したときは、本報告書により本部事務局へ報告すること。

時間内（防災危機対策課）TEL 972-3522 FAX 962-4030 E-mail a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

時間外（消防防災指令センター）TEL 961-0119 FAX 953-0119

注 2：FAX 送信後は、必ず電話等で送信先に着信の確認を取ること。

~~【様式2】~~

~~年 月 日~~

~~各 防 災 関 係 機 関 の 長 様~~

~~名古屋市危機管理対策本部長
(名 古 屋 市 長)
名古屋市危機管理対策本部員
(局 室 区 長)~~

~~名古屋市危機管理対策本部~~

~~への職員派遣について（依頼）~~

~~名古屋市 局室区~~

~~みだしのことにつきましては、名古屋市域に被害が発生するおそれがあることに伴い、各防災関係機関相互の連携体制を強化する必要があると認められます。~~

~~つきましては、本市危機管理計画に基づき、貴職に対し所属職員の~~

~~① 本市危機管理対策本部（名古屋市役所東庁舎1階災害対策本部室）~~

~~② 名古屋市 局室区（ ）~~

~~への派遣について要請します。~~

~~名古屋市危機管理対策本部
(名古屋市防災危機管理局危機対策課)~~

~~電話 972-3522~~

~~FAX 962-4030~~

~~名古屋市 局室区 課~~

~~電話~~

~~FAX~~

年 月 日

各防災関係機関の長 様

名古屋市危機管理対策本部長
(名 古 屋 市 長)
名古屋市危機管理対策本部員
(局室区長)

名古屋市危機管理対策本部

への職員派遣について (依頼)

名古屋市

局室区

みだしのことにつきましては、名古屋市域に被害が発生するおそれがあることに伴い、各防災関係機関相互の連携体制を強化する必要があると認めます。
つきましては、本市危機管理計画に基づき、貴職に対し所属職員の

① 本市危機管理対策本部 (名古屋市役所東庁舎 1 階災害対策本部室)

② 名古屋市 局室区 ()

への派遣について要請します。

名古屋市危機管理対策本部事務局
(名古屋市防災危機管理局危機対策課)
電 話 : 972-3522 F A X : 962-4030
メール : a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

名古屋市 局室区 課
電 話 : F A X :
メール :

~~《別紙 1》~~

~~【対応マニュアルを作成する際の基本事項】~~

~~1 想定事象発生時の対応~~

~~(1) 情報収集~~

~~① 情報収集~~

- ~~・ 事象の発生を確認した場合に、確認した部署は速やかに情報収集を開始する。~~
- ~~・ 事象の情報を収集、分析し整理する。~~

~~② 関係課、局室区への連絡~~

- ~~・ 収集、分析、整理した内容を関係課へ連絡する。~~
- ~~・ 関係局室区へ連絡する。~~

~~③ 関係機関への連絡~~

- ~~・ 関係者及び関係機関へ連絡する。~~

~~(2) 対応の内容~~

~~① 関係機関との連絡調整~~

- ~~・ 連絡を受けた局室区は事象に関係する課、局室区、関係者及び関係機関へ連絡して対応、役割分担を検討する。~~

~~② 被害状況の把握~~

- ~~・ 事象に関係する局室区は収集した情報に加え、必要に応じて現地調査・現地聞き取り調査等を行い、被害の正確な状況を把握する。~~
- ~~・ 入手した情報は必要に応じて関係機関等へ連絡する。~~

~~③ 広報~~

- ~~・ 事象に関係する局室区は必要に応じて報道機関へ情報提供する。~~
- ~~・ 必要に応じて事象発生場所周辺の住民に「注意の呼びかけ」、「外出を控える」等の広報を行う。~~

~~④ 被災者対応~~

- ~~・ 事象に関係する局室区は必要な措置を講じ、必要に応じ避難所の開設等を行う。~~

~~(3) その他~~

- ~~・ 必要に応じ関係機関等に対し対応を依頼する。~~

~~2 体制の確立~~

~~(1) ～局対策本部等の設置(対応の体制)～~~

- ~~・ 関係局室区は発生した事象の規模及び内容により対策本部の設置及び対応体制を決定する。~~

~~(2) ～発生時の～課の対応~~

- ~~・ 関係局室区は想定した事象が発生した場合に各課に対応を命じる。~~

~~(3) その他~~

~~3 対策職員の動員~~

- ~~・ 事象が発生した場合には、対応に必要な職員を動員して対応する。~~

~~4 連絡体制~~

- ~~・ 勤務時間外に事象が発生した場合を想定し、関係職員等の緊急連絡網を定める。~~

~~5 その他~~

- ~~・ 事象発生又は発生の予兆を把握した場合に、危機管理対策本部に報告するものとする。~~
時間内 防災危機管理局危機対策課 電話 072-3522 ファックス 062-4030
時間外 消防局防災指令センター 電話 961-0119 ファックス 953-0119

~~《別紙 2》~~

~~【各分類に属する対応マニュアル特記事項】~~

~~下記のA-1からDまでの事項はワーキンググループでの検討の結果を踏まえて作成したもので、第1章第4節第2項の各分類に属する局室区対応マニュアルを各局室区が作成するにあたり、別紙1の基本事項に加えて特記すべき事項である。~~

~~A-1 市民に直接影響を与える事故等 → 化学物質、細菌、爆発等に起因するもの
事前の予防策~~

- ~~1 日常の点検~~
- ~~2 職員の教育及び訓練~~
- ~~3 その他~~

~~発生時の対応
市民への広報~~

~~A-2 市民に直接影響を与える事故等 → 動物等に起因するもの
事前の予防策~~

- ~~1 日常の点検~~
- ~~2 職員の教育及び訓練~~
- ~~3 その他~~

~~B 生活ライフライン障害
関係機関との連絡調整
相互応援体制の整備（し尿処理等）
市民対応等~~

~~C 市管理施設の管理瑕疵
事前の予防策
1 日常の点検
2 職員の教育及び訓練
3 その他~~

~~D その他
市民対応~~